

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「監査役設置会社」を経営統治形態としており、経営の透明性や効率性を確保し、健全で効率的な経営の実践を目指しております。ステークホルダーに対しては、経営に関する情報を適時・適切に開示するよう努めております。また、コーポレート・ガバナンス強化への取り組みとして、取締役の責任の明確化、意思決定の迅速化、経営チェック機能の強化、組織内の内部管理体制の整備等を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
貞松 隆弥	1,940,300	17.03
貞松 豊三	1,398,450	12.28
有限会社隆豊	560,000	4.91
デービーエス バンク リミテッド 700104	457,000	4.01
株式会社ツツミ	397,000	3.48
貞翔持株会	250,960	2.20
貞松 栄子	207,800	1.82
高石 正	190,000	1.66
株式会社十八銀行	180,000	1.58
株式会社親和銀行	180,000	1.58

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	8 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は支配株主を有しておりませんので、該当事項はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中 道昭	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 道昭		昭和62年4月 株式会社三菱銀行(現・株式会社三菱東京UFJ銀行)入行(投資銀行部門調査役等歴任)、平成9年6月 シカゴ大学MBA取得、平成10年3月 シティバンク 入行(資産証券部トランザクター(バイスプレジデント)等歴任)、平成12年1月 バンクオブアメリカ証券会社 入社(ストラクチャードファイナンス部長(プリンシパル)等歴任)、平成14年5月 ABNアムロ証券会社 入社(オリジネーション本部長(マーキングディレクター)等歴任)平成15年8月 株式会社日本ストラテジック・ファイナンス総合研究所 代表取締役社長(現任)、平成18年6月 株式会社マーキングポイント 代表取締役社長(現任)立教大学ビジネススクール(大学院ビジネスデザイン研究所)教授(現任)	MBA(経営学修士)の資格を有するとともに、コンサルティング会社代表取締役社長として経営全般にわたる豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社グループの経営戦略に対する有益な助言を与えることができると判断したからであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

査役は、毎月開催の取締役会に出席し、経営監視の状況および情報を会計監査人に逐次報告しております。
 監査役会は、会計監査人と適宜協議の場を設け、相互に連携して取締役の適切な職務執行と開示体制を確保するための活動を行っております。
 また、内部監査室を設置し、社内の業務活動、諸制度および内部統制システムの整備運用状況を監査し、監査役と連携して、コンプライアンスの維持およびリスク管理に注力しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中 恵	公認会計士													
三羽 正人	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 恵	○	昭和54年10月：監査法人中央会計事務所入所、昭和58年3月：公認会計士登録、平成6年8月：田中恵公認会計士事務所開業(現任)、平成14年11月：当社監査役(現任)、当社指定の独立役員	公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査機能を高めるため選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
三羽 正人		昭和45年4月：弁護士登録、昭和50年2月：三羽正人法律事務所開設、平成12年9月：三羽・山崎法律事務所開設、平成19年11月：当社監査役(現任)、平成20年9月：三羽総合法律事務所開設(現任)	弁護士として、法務に関する相当程度の知見を有し、当社の監査機能を高めるために選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成20年11月26日開催の定時株主総会において、取締役および監査役の報酬を当社の株価や業績と連動したものとするため、取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止し、同等の経済価値を有する新株予約権を株式報酬型ストックオプションとして取締役および監査役に付与することにつき、決議されました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役

該当項目に関する補足説明

付与対象者：取締役、監査役（社外監査役を除く）

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第52期（平成26年9月1日～平成27年8月31日）における当社の取締役および監査役の報酬等の総額は以下のとおりであります。取締役および監査役に支払った報酬等の総額は、取締役にに対し合計57,212千円（うち社外3,900千円）、監査役にに対し合計13,800千円（うち社外4,800千円）の総額71,012千円であります。なお、報酬等の額には、平成26年9月16日の取締役会議により、第7回ストックオプションとして取締役3名に付与した新株予約権4,224千円および監査役1名に付与した新株予約権545千円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会で承認された方法により決定しております。監査役の報酬等は株主総会で承認された報酬総額の範囲内で監査役の協議の上、決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、毎月1回の取締役会への出席を依頼し、その際に取締役および社内監査役、内部監査室より重要事項の報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社では、毎月1回の定例取締役会や、必要な場合には臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。また、経営環境の変化に迅速な意思決定をもって対応できるように、経営会議を設置し、取締役会に業務の執行状況を具体的且つ迅速に上程できるようにしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と、取締役および執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名のうち2名を社外監査役とすることにより、経営の監視・監督機能を強化しております。また、社外監査役1名を独立役員として指定し、経営監視・監督機能の客観性及び中立性を確保いたしております。

また、取締役は所管する業務の執行権限を有するとともに、他の取締役の行為や取締役会に上程される事項の監視・監督を行う役割を担っております。加えて、当社が導入している執行役員制度では、特定の部門を所管する執行役員に取締役が有する業務執行権と同等の権限を与え、その担当職務の執行状況について、適宜、取締役会への報告を求めることとしております。

以上のように、当社は経営に対して客観的・中立的な監視・監督体制が有効に機能していると考えており、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は8月決算を採用しているため、株主総会の開催月は毎年11月となり、集中月が回避できております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	4月【中間決算説明会…中間決算概要の報告、以後の計画・施策の発表】、10月【決算説明会…決算概要の報告、以後の計画・施策の発表】※いずれも対象者は機関投資家やアナリスト約50名を対象に開催。代表者自身により説明を行っている。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRホームページURL「 http://www.b-sophia.co.jp/IR 」、掲載内容…会社概要、株式情報、事業報告書、説明会資料、招集通知、決算情報、決算情報以外の開示資料等	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員…代表取締役社長 貞松 隆弥、IR事務連絡責任者 兼 情報開示担当役員…取締役・経営戦略室長 磯野 紘一	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「行動基準」を策定し、ステークホルダーの立場の尊重等について定めております。また、全社員に対する周知徹底を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営に関する重要事項を決定した場合および重要事項が発生した場合には、適時・迅速にその情報を公開する体制を整備しております。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システム構築の基本方針

代表取締役は、自らの責任のもと、当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における内部統制システムを整備・運用・維持し、その指揮命令のもと、業務の有効性と効率性を確保する。

2. 当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者（以下、「取締役等」という。）及び使用人は、上記「経営理念」、「社是」、「社訓」を基本とし、法令、定款はもとより、諸規程に則り行動するものとする。また、当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行がこれらに適合しているかを監督するために、内部監査室を設置し、業務の有効性と効率性を確保するとともに、法令・定款・社内規程に抵触していないかどうかを監査する。内部監査室は、当社グループにおける内部統制システムの運用状況を監査し、監査役と連携して、当社グループのコンプライアンスの維持に努めるものとする。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行及び意思決定に係る情報を文書により保存し、これらの文書を別に定める文書管理規程及び文書保存年限一覧表に定める期間中、厳正に保存・管理するものとする。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

4. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの業務に付随して起こりうる定性的リスク及び偶発的リスクをリストアップし、リスクへの対応策の策定及び実施を各事業部門及び子会社に徹底する。また、当社グループに重大なリスクが発生した場合は、代表取締役の指揮のもと対策本部を設置し、迅速、的確な対応を行うことで、損害の拡大を防止する体制を整える。

5. 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督する。当社は、取締役会を開催するほか、経営環境の変化に迅速な意思決定をもって対応できるように、経営会議を設置し、当社グループの取締役等が取締役会に対して、業務の執行状況を具体的且つ迅速に上程できるようにする。代表取締役は、中期経営計画及び年次経営計画に基づいた各部門及び子会社の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。各部門及び子会社を担当する当社グループの取締役等は、経営計画に基づいて、各部門及び子会社が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。各部門及び子会社を担当する当社グループの取締役等は、その遂行状況を取締役会及び経営会議において定期的に報告し、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

6. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループの業務の適正を確保するため、子会社の取締役等は当社取締役等と常日頃から連携を持つとともに、毎月1回の定例取締役会に参加して職務の執行に関する事項を報告し、当社グループの経営について協議する。また、子会社の取締役として当社から最低1名を派遣し、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制とする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合は、取締役会が監査役と協議の上、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人への指揮命令権は監査役に移管するものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するとともに、当該使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するものとする。

8. 当社グループの取締役等及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な意思決定会議に出席し、当社グループの取締役等及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとする。そのため、取締役及び使用人は、重要な会議開催の日程を監査役に連絡し、出席を依頼するものとする。また、当社グループの取締役等及び使用人並びにこれらの者から報告を受けた者は、監査役に報告する必要があると判断した事項について、直接あるいは間接に監査役に報告するものとする。当社グループは、監査役に報告を行った当社グループの取締役等及び使用人並びにこれらの者から報告を受けた者について、当該報告を行ったことを理由とした不利な取り扱いを行わないものとする。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、自己の職務の執行について生じる費用について前払い又は償還の請求を行ったときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社グループの取締役等及び使用人から重要事項について適宜報告を受け、取締役及び取締役会を監督するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、調査を必要とする場合には各所管長に有効に監査等を行えるよう便宜を図ることを要請する。また、各監査役は「監査役会規程」に基づく独立性とその権限により、監査を行うとともに、監査役会を必要に応じて招集し、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査役監査の実効性を確保する。当社の監査役は、3名（内2名は社外監査役）である。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会秩序及び市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織又は団体（以下、「反社会的勢力」という。）とは関わりをもたず、社内に対して反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を周知徹底するとともに、警察及び顧問弁護士等と連携して、組織全体として反社会的勢力排除に取り組むこととしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

検討中

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンスを充実すべく、制度の有効性を逐次検証するとともに、組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を講じてまいります。

